

令和5年度

(下期) 恵庭市水道事業業務状況説明書

恵庭市公営企業

令和5年度（下期）恵庭市水道事業業務状況説明書

（令和6年3月31日）

1. 事業の概況

(1) 給水人口	69,516 人
(2) 総給水量	6,804,790 m ³
(3) 一日平均給水量	18,592 m ³
(4) 主要な建設改良工事（消費税込み）	
	工事発注額
ア. 配水管整備事業等	299,429,900 円
イ. メータ一取替事業	61,057,208 円

2. 計理の状況

(1) 予算執行状況

(令和6年3月31日)

(ア) 収益的収入及び支出

(収入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業収益	1,666,353,000	1,674,644,679	100.5	
第1項 営業収益	1,604,493,000	1,608,149,681	100.2	
第2項 営業外収益	61,860,000	66,493,035	107.5	
第3項 特別利益	0	1,963	0.0	

(支出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 水道事業費用	1,527,829,000	1,497,290,531	98.0	
第1項 営業費用	1,486,176,190	1,456,854,967	98.0	
第2項 営業外費用	39,652,810	39,376,062	99.3	
第3項 特別損失	1,000,000	1,059,502	106.0	
第4項 予備費	1,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(イ) 資本的収入及び支出

(収 入)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的収入	430,201,000	197,681,000	46.0	
第1項 企業債	298,800,000	191,800,000	64.2	
第2項 補助金	52,601,000	2,381,000	4.5	
第3項 出資金	78,800,000	3,500,000	4.4	

(支 出)

単位：円／％

区 分	予 算 額	執 行 額	執 行 率	備 考
第1款 資本的支出	889,746,000	639,451,748	71.9	
第1項 建設改良費	728,043,000	479,749,275	65.9	
第2項 企業債償還金	159,703,000	159,702,473	100.0	
第3項 予備費	2,000,000	0	0.0	

(消費税込み)

(2) 損益計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

単位：円

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,371,875,985		
(2) 受託事業収益	42,432,066		
(3) その他営業収益	<u>52,128,983</u>	1,466,437,034	
2 営業費用			
(1) 受水費用	679,755,799		
(2) 配水及び給水費用	95,344,959		
(3) 受託工事費	4,290,000		
(4) 総係費	159,095,269		
(5) 減価償却費	414,100,650		
(6) 資産減耗費	<u>23,325,345</u>	<u>1,375,912,022</u>	
営業利益			90,525,012
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	270,185		
(2) 他会計負担金	1,056,000		
(3) 長期前受金戻入	60,307,721		
(4) 雑収益	<u>4,590,242</u>	66,224,148	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	18,739,610		
(2) 雑支出	<u>924,919</u>	<u>19,664,529</u>	<u>46,559,619</u>
経常利益			137,084,631
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>1,785</u>	1,785	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>1,059,502</u>	<u>1,059,502</u>	<u>△ 1,057,717</u>
当期純利益			136,026,914
その他未処分利益剰余金変動額			134,836,708
当期末処分利益剰余金			<u>270,863,622</u>

(消費税抜き)

(3) 貸借対照表

(令和6年3月31日)

単位：円

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

16,044,864,917

減 価 償 却 累 計 額

△ 7,152,131,993

有 形 固 定 資 産 合 計

8,892,732,924

(2) 無 形 固 定 資 産

40,801,329

無 形 固 定 資 産 合 計

40,801,329

固 定 資 産 合 計

8,933,534,253

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

1,020,000,395

(2) 未 収 金

128,102,858

(3) 貯 蔵 品

8,447,349

(4) そ の 他 流 動 資 産

1,000,000

流 動 資 産 合 計

1,157,550,602

資 産 合 計

10,091,084,855

(消費税抜き)

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債	1,716,486,086		
	(2) 修繕引当金	63,910,980		
	(3) 特別修繕引当金	83,980,000		
	固定負債合計			<u>1,864,377,066</u>
4	流動負債			
	(1) 企業債	131,037,216		
	(2) 未払金	113,935,665		
	(3) 未払費用	1,186,325		
	(4) 前受金	81,218		
	(5) 引当金	8,455,724		
	(6) 預り金	100,678,226		
	流動負債合計			<u>355,374,374</u>
5	繰延収益			
	(1) 長期前受金	2,740,310,241		
	(2) 長期前受金収益化累計額	<u>△ 1,593,602,013</u>		
	繰延収益合計			<u>1,146,708,228</u>
	負債合計			<u><u>3,366,459,668</u></u>

資本の部

6	資本金			
	(1) 資本金	<u>5,835,204,485</u>		
	資本金合計			<u>5,835,204,485</u>
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金	618,557,080		
	(2) 利益剰余金	<u>270,863,622</u>		
	剰余金合計			<u>889,420,702</u>
	資本合計			<u>6,724,625,187</u>
	負債・資本合計			<u><u>10,091,084,855</u></u>

(消費税抜き)

3. 令和6年度予算

令和6年度 恵庭市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度恵庭市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	69,848 人
(2) 年 間 総 給 水 量	6,841 千 m^3
(3) 一 日 平 均 給 水 量	18,741 m^3
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア. 配 水 管 布 設 替 工 事	3,922 m
イ. 配 水 管 布 設 工 事	309 m
ウ. メ ー タ ー 等 設 置 工 事	4,470 件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,669,801 千円
第1項 営業収益	1,608,869 千円
第2項 営業外収益	60,932 千円
支 出	
第1款 水道事業費	1,558,177 千円
第1項 営業費用	1,522,542 千円
第2項 営業外費用	32,635 千円
第3項 特別損失	1,000 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 503,910千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的
収支調整額 37,156千円、過年度分損益勘定留保資金 466,754千円で補てんするものとする)

収 入

第1款 資本的収入	154,693千円
第1項 企業債	145,200千円
第2項 負担金	9,493千円

支 出

第1款 資本的支出	658,603千円
第1項 建設改良費	525,565千円
第2項 企業債償還金	131,038千円
第3項 予備費	2,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業債	千円 145,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め 40年以内とし、償還は毎年度2 期元利均等又は元金均等償還と する。 ただし、特別の融資条件の定 めがあるときはその条件による。 2. 企業財政の都合によって償還 期限を短縮し、若しくは繰上げ 償還をし又は低利債に借換する ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 職員給与費(法定福利費を含む) | 139,111 千円 |
| (2) 交際費 | 10 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、88,725千円と定める。

令和6年2月15日 提出

恵庭市長 原 田 裕